

社会資本整備重点計画について



社会資本整備重点計画の概要

平成15年10月10日閣議決定

計画期間：平成15年度～平成19年度

対象分野：道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸

【空港整備事業分野の取組み】

空港の整備

- ・大都市圏拠点空港の整備を重点的に実施
- ・一般空港については、量的拡大から質的充実に重点化

空港周辺環境対策

- ・空港と周辺地域との調和ある発展

航空保安施設の整備

- ・次世代航空保安システムの構築

一般空港等の整備

一般空港については離島を除き新設を抑制

従来の量的拡大からハード・ソフトの組合せや既存空港の十分な活用を中心とする質的充実に重点を移行

滑走路整備については、継続事業を中心とし、ターミナル諸施設の利便性の向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進

大都市圏拠点空港の整備

成田の平行滑走路等の早期整備

財源に見通しをつけた上で、羽田空港の再拡張事業を推進

関西国際空港二期事業等の整備を着実に推進

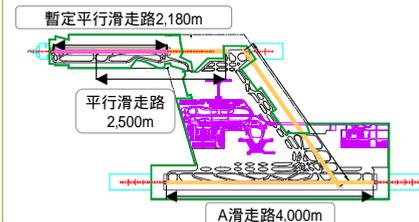
関西3空港について、それぞれの特性に応じた機能分担や連携の在り方に関し、さらに検討

中部国際空港の所要の整備を着実に推進

羽田



成田



大都市圏の空港容量の確保
国際拠点としての機能強化

関空



中部

